

佐世保市監査委員公表第1号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年1月10日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



市民生活部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 市民生活部

コミュニティ・協働推進課、市民安全安心課、

人権男女共同参画課、戸籍住民窓口課、

支所（大野、柚木、黒島）

コミュニティセンター（まちなか、大野、柚木、西、九十九、

黒島）、

連絡所（九十九）

3 監査の期間 令和6年9月27日（金）～令和6年12月19日（木）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和6年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 使用料及び雑入（実費徴収金）において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。

（人権男女共同参画課）

条例を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

2. 支出事務

- ① 前渡金において、佐世保市財務規則第110条第2項第1号で「毎月必要とする前渡金にあつては、毎月分を精算書により、その支払いを証する書類を添付して上司の決裁を受け、翌月7日までに会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。

（市民安全安心課）

規則を再確認し、適正な事務処理を行われたい。